

# 認知症対応型共同生活介護事業者 公募申請の手引き

令和6年10月

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部  
福祉基盤課

# 目 次

ページ

はじめに	1
1 基本事項について	2
2 設備基準等について	2
3 スケジュールについて	3
4 公募概要について	4
【資料1】相模原市認知症高齢者グループホームの適正な普及に関する指針	9
【資料2】募集する圏域	12
整備充足状況等一覧表	14
【資料3】審査基準について	15
認知症対応型共同生活介護事業計画書	17
認知症対応型共同生活介護事業計画書に係る添付書類等について	37

# はじめに

この手引きは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を提供する事業所（以下「認知症対応型共同生活介護事業所」という。）の整備の公募に関する基本的事項について説明したものです。

本公募は、認知症対応型共同生活介護事業所を適正に配置するために行うものであり、事業計画が採用されたことをもって、認知症対応型共同生活介護事業所及び併設事業所の指定基準を満たしたものとみなされるものではありません。

この手引きの作成日以降、法令などの変更により、齟齬が発生した場合、この手引きは法令などに準拠することとします。その場合、この手引きを根拠に変更前の法令などの適用を求めることはできません。

認知症対応型共同生活介護の事業計画書の作成等を進める場合は、この手引きのほかに相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年相模原市条例第13号）、関係法令及び厚生労働省の通知などを確認してください。

**資料の内容等に関するお問い合わせは、次の担当へお願いします。**

【担当課】健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課

電子メール [fukushi-kiban@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:fukushi-kiban@city.sagamihara.kanagawa.jp)

電話 042-707-7046

## 1 基本事項について

### (1) 設置場所について

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）、地区計画及びまちづくり協定等を遵守した事業計画であること。

イ 住宅地の中又は住宅地と同程度に家族や地域住民と交流機会が確保される地域であること。

ウ 災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域）及び災害イエローゾーン（土砂災害警戒区域、浸水想定区域）の指定を受けていないこと

市街化調整区域及び工業専用地域に設置することはできません。

### (2) 建物及び設備について

ア 相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等に定められた基準を満たした事業計画であること。

イ 都市計画法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の関連法令を遵守した事業計画であること。

ウ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）を遵守した事業計画であること。

エ 地区の建築協定の内容を遵守した事業計画であること。

開発許可申請、建築確認申請など具体的な法的手続は、事業計画書の提出時点では不要です。

### (3) 事業の実施について

具体的かつ事業の実施が確実と見込まれる事業計画であること。

## 2 設備基準等について

次の条例等を遵守すること。

(1) 相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(2) 相模原市認知症高齢者グループホームの適正な普及に関する指針【資料1（P10）】

(3) その他関係法令、厚生労働省の通知など

(1)については、市ホームページのトップページ 子育て・健康・福祉 介護・介護予防 介護の事業者向け情報 事業運営に係る基準・申請書等 介護サービス事業者等の基準条例等について に掲載しています。（ページ番号「1007035」で検索）

### 3 スケジュールについて

時 期	事 項	備 考
令和6年 10月11日(金)	<b>設計図面等の事前相談開始</b> 認知症対応型共同生活介護事業計画書及び添付書類(以下「事業計画書」という。)提出開始	福祉基盤課 へ提出 <u>事業計画書提出前に事前相談(設計図面の調整等)が必要です。</u>
<u>12月27日(金)</u> <u>午後5時厳守</u>	<b>事業計画書提出締切</b>	
令和7年 2月上旬	<b>プレゼンテーション審査</b>  <b>選考(審議)</b>	
2月下旬	<b>選考結果発表</b>  <b>令和8年4月1日までに開設</b>	選考の結果を郵送します。また、市ホームページでも発表します。

上記スケジュールは、応募数等により変動する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

## 4 公募概要について

### (1) 公募方法

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期相模原市高齢者保健福祉計画」に基づき、認知症対応型共同生活介護事業所の計画的な整備を進めるため、設置運営を予定している法人から事業計画書の提出を受け付けます。

### (2) 募集内容

#### ア 公募数

内 容	床 数
令和8年4月1日までに開設する 認知症対応型共同生活介護事業所	54床(6ユニット)

#### イ 募集する圏域及び定員数

圏域種別	募集圏域	上限(定員数)	
	1 橋本	18床	ただし、1～3の圏域 で18床
	2 城山、3 小山	18床	
	4 津久井	18床	ただし、4～5の圏域 で18床
	5 相模湖	18床	
	6 中央	18床	ただし、6～8の圏域 で18床
	7 清新、8 星が丘	18床	
	9 大野南	18床	ただし、9～13の圏域 で54床
	10 相模台	45床	
	11 東林	18床	
	12 大野中、13 相武台	18床	

圏域種別：○重点圏域、 隣接圏域

配 点：○重点圏域 > 隣接圏域

1事業所当たりのユニット数は制限を設けません。ただし、3ユニットの事業計画書の場合、定員数の上限を超えない圏域に限ります。また、同一圏域で2ユニットと3ユニットの事業計画書の提出が各々あった場合、選考方法は次のとおりとなります。

(例) 定員数36床(4ユニット)が上限の圏域において、2ユニットの事業所が上位として選考された場合、同一圏域に応募している3ユニットの事業所は、定員数の上限を超過するため、選考しないものとする。

#### ウ 開設

令和8年4月1日までに介護保険法に基づく事業所指定をもって開設すること(併設事業所を含む。)

建設・開設に伴う補助金を活用する場合は、令和7年度中の事業着手、開設が条件となります(詳細はP6(5)建設、開設に伴う補助金をご確認ください。)

### ( 3 ) 整備の考え方

次の事項を総合的に勘案し、認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流の下、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる事業計画を採用します。

#### ア 募集圏域について

地域の需要を勘案して市内での均衡が保たれた施設整備を進める観点から、認知症対応型共同生活介護事業所の整備が充足していない圏域での事業計画を募集します。

なお、充足していない圏域での事業計画ほど、選考基準において高得点とします。

募集圏域及び整備充足状況は、【資料 2 ( P 1 3 ~ 1 5 )】のとおりです。

#### イ 地域密着型サービスとの併設について

事業計画の認知症対応型共同生活介護事業所は、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設することができます。併設する事業所の計画が妥当と認められる場合、加点するものとします。

#### ウ 低所得者への配慮について

生活保護利用者の受け入れを行う事業計画であること、また、入居時に係る経費（敷金等）及び月額利用料（家賃等）が低額となることが望ましいです。

#### エ 法人・運営計画

法人は、高齢者福祉への理解や認識があり、適切な運営理念を持ち、安定した運営が可能であるなど審査基準に合致していなければなりません。また、介護保険法に規定する指定の欠格事由に該当しない必要があります。

運営計画は、地域住民との交流が具体的に盛り込まれたものであり、地域の医療機関との連携が強化されたものであるなど、審査基準に合致していなければなりません。

#### オ 災害レッドゾーン・イエローゾーンについて

近年、気候変動の進行により、自然災害等が激甚化・頻発化していることを受け、災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域等）に加え、災害イエローゾーン（土砂災害警戒区域、浸水想定区域等）の指定を受けている地域における事業計画については、提出を受け付けません。

### ( 4 ) 審査・選考・決定方法

「審査基準」【資料 3 の別表 1 ~ 3 ( P 1 6 ・ 1 7 )】に基づき、書類審査、プレゼンテーション審査及び地域密着型サービスの加点についての評価をもとに相模原市高齢・障害福祉施設等審査選考委員会（以下「委員会」という。）で審査・選考し、採用する事業計画を決定します。

#### ア 書類審査（70点満点）

市は、提出された事業計画書について、別表 1 の書類審査基準に基づき審査します。

#### イ プレゼンテーション審査（40点満点）

委員会は、事業計画についてプレゼンテーションを受け、別表 2 のプレゼンテーション審査基準に基づき審査を行います。

#### ウ 地域密着型サービスの加点（最大10点満点）

委員会は、プレゼンテーション審査を実施した事業計画のうち、別表 3 の書類・プレゼンテーション審査基準に該当する事業計画について同表に基づき加点します。

#### エ 選考

委員会は、書類審査の得点、プレゼンテーション審査の得点及び地域密着型サービスの加点の合計点の高い順に事業計画書を選考します。

#### オ 決定

本市は、委員会の選考に基づき、採用する事業計画を決定します。

## (5) 建設、開設に伴う補助金

補助制度については、各年度の予算の成立が条件となります。

### ア 整備費補助金

建設費に係る補助は、神奈川県地域医療介護総合確保基金をもとに交付することから、補助制度の利用に当たっては、次の条件を満たす場合に対象となります。

・令和7年度中に交付申請を行い、交付決定後に入札、着工し、令和7年度中に建物が竣工すること。

土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象となります。

【参考】令和6年度の補助額（配分基礎単価） 改正案ベース

（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

39,600千円/事業所

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

7,000千円/事業所

公的補助という性格上、利用者の負担軽減を目的に補助を行います。

具体的には、収入の少ない方でも入居が可能となるよう、利用者が支払う家賃額は次の算定方法により算出された利用者一人当たりの建設費・地代負担額以下としてください。

また、施設整備等に伴う建設施工業者等との契約は、「社会福祉法人等が行う社会福祉施設整備等の契約に関する指導実施要綱」（平成23年4月1日施行）に基づき、一般競争入札により建設施工業者等を決定していただきます。

### 【月額家賃算出方法】

利用者一人当たりの建設費・地代負担額

$$= (\text{建設経費} \div \text{償還期間} \div 12 \text{か月} \div \text{定員}) + (\text{月額土地賃貸借料} \div \text{定員})$$

建設経費 = (総建設費 + 借入に係る利息) - (寄附金 + 公的補助金)

開設するために新たに用地を取得した場合の費用は、建設費に加算すること。

併設のサービスと一体型の建物の場合は、認知症対応型共同生活介護事業所部分を面積比で按分して算出すること。

### イ 開設準備経費補助金

開設準備経費に係る補助は、神奈川県地域医療介護総合確保基金をもとに交付することから、補助制度の利用に当たっては、次の条件を満たす場合に対象となります。

・令和7年度中に交付申請を行い、交付決定後に事業着手（入札、契約締結等）、納品受領のうえ、開設日前日までに支払いが完了していること。

事業所開設前の人件費、事業所PR費、備品購入費等で事業所の円滑な開設に必要と認められるものに対して、上限額を範囲に補助を行います。

【参考】令和6年度の補助額（配分基礎単価） 改正案ベース

（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

989千円×定員数（小多機、看多機にあっては宿泊定員数）

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

16,600千円/事業所

## (6) 事前相談

事業計画書の提出に先立ち、図面、土地の売買又は賃貸等に係る確約書(写)、土地利用・建築に係る関係機関との協議状況、介護保険法に基づく行政処分状況等一覧表(直近5か年)及びその他本市が必要と認めたものについて事前相談を行う必要があります。事前相談に当たっては、原則として、福祉基盤課へ事前に来庁日時を予約してください(予約がない場合(当日予約を含む。)の来庁については受付できません。)。また、事前相談を行わず、事業計画書を提出することはできません。

なお、設計図面の相談については、運営予定の法人が来庁してください(設計業者のみの設計図面の相談は受付できません。)

## (7) 事業計画書の提出に当たっての注意点

ア 提出方法は、事前に来庁日時を予約し、書類をフラットファイル等に綴じて、背表紙及び表紙に事業所名と法人名を記載し、提出資料の項目ごとにインデックスをつけたものを福祉基盤課に11部提出してください。綴り順については、P37・38の「認知症対応型共同生活介護事業計画書に係る添付書類等について」を参照してください。

イ 締切日(令和6年12月27日(金)午後5時)を過ぎた事業計画書の提出、差替及び追加等は一切受付できません。ただし、本市が事業計画書の差替及び追加の提出等を求めた場合はこの限りではありません。また、締切日においては事業計画書の提出のみの対応とし、内容の確認や相談の対応は行いません。

ウ 事業計画書の作成に係る費用は、全て設置希望事業者の負担とします。また、提出された書類、図面等は返却いたしません。

エ 提出された事業計画書は、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)第5条に基づき、公開請求の対象になります。事業者名、その他の情報(個人情報及び内部管理情報等を除く。)を公開する場合があります。

オ 選考された事業計画書については、事業計画書に記載されている設置予定地や法人名などを市ホームページに掲載します。

カ 設置予定地、建物に係る売買及び賃貸の確約の状況については、本市から当該所有者に対して、直接確認する場合がありますので、あらかじめ所有者に伝えてください。

キ 設置予定地を本市職員が視察する場合がありますので、運営を希望する法人は、土地所有者にあらかじめその旨を伝えてください。

ク 虚偽その他不正な内容で提出がされた場合、選考結果を無効とします。

## (8) 暴力団の排除

相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づき、事業者指定を受ける者や事業所の管理者は、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであってはならないことから、「暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書」【別紙1(P25・26)】を提出いただくとともに、法人役員及び施設長名簿【別紙2(P27)】について、神奈川県警察本部に照会を行います。暴力団員等に該当する場合は、事業計画を採用いたしません。

#### (9) 地域住民等への説明について

この事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力が必要です。今後設置する必要のある「運営推進会議」のメンバーに地域住民の代表者が含まれることから、事業計画書提出前に必ず地域住民（近隣の住民・会社や自治会等）に説明を行い、その結果及び状況について「設置に伴う地域住民等への説明経緯」【別紙8（P34）】に記入の上、書面で提出してください。説明に当たっては、可能な限り世帯主等と直接面会の上、説明をするよう徹底してください。やむを得ず直接面会できなかった場合は、ポスティング後、アンケートを回収するなど、地域住民からの意見・要望等を確認できるよう代替策を講じ、調整状況を含めて別紙8に記載してください。特に、敷地に隣接するすべての住居世帯に対しては、必ず丁寧に説明を行い、理解を得るとともに、意見、要望等を調整するようにしてください。また、事業計画書の提出締切日以降であっても地域住民等へ説明を行い、その経過を報告していただく場合があります。

また、本市に応募し、事業として選考されることが開設の条件であるため、事業化されない場合がある旨を資料等に記載するなど、十分注意して地域住民等への説明を行ってください。

#### (10) 設計事業者及び建設施工業者について

設計事業者、建設施工業者及び設備業者等については、補助制度の利用の有無にかかわらず市内の業者を選定するよう努めてください。

#### (11) 事業計画書の変更について

事業計画書の提出後に計画内容を変更する場合は、委員会の開催や地域密着型サービス運営委員会の意見を聴取することが必要となり、変更内容によっては、事業計画書の採用を取り消すことがありますので、十分検討の上、事業計画書の立案を行ってください。

#### (12) 採用を決定した事業計画書の取消し

令和8年4月1日までの開設が見込めない場合や必要な許認可が受けられない場合、建設に当たっての地域への説明が十分に行われていない場合、その他資金計画や建設計画で重大な変更が生じた場合などについては、本市は、事業計画書の採用を取り消すことができるものとします。

なお、この場合において、本市の責めに帰さない事由により採用を取り消すことから、設置運営を予定している法人、建設施工業者及び認知症対応型共同生活介護事業所の建設に先立った土地取得に伴う土地の所有者等いかなる者もこのことをもって本市へ損害賠償を請求することはできないものとします。

#### (13) 問い合わせ先と関係者との接触の禁止等

この手引きの記載内容についての問い合わせは、P1にある問い合わせ先の電子メールアドレスをお願いします。また、P7（6）事前相談や公募に関する質問などを除き、委員会委員及び本件業務に従事する本市職員と、本件申請に関連して直接、間接を問わず連絡又は接触することを禁じます。なお、本市は、法人から他の法人による事業計画書の提出状況等の問い合わせについて回答しません。

## 相模原市認知症高齢者グループホームの適正な普及に関する指針

## 第 1 目的

認知症対応型共同生活介護を実施する認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の適正な普及を図るとともに、良好なサービスを確保するため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）消防法（昭和 23 年法律第 186 号）神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号）等の関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## 第 2 グループホームの配置

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められた地域（工業専用地域が定められた地域を除く。）であって、住宅地の中に設置される、又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流機会が確保される地域の中に設置されること。ただし、旧津久井町、旧相模湖町及び旧藤野町の各地域については、用途地域が定められていない地域であっても、住宅地の中に設置される、又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流機会が確保される地域の中に設置されると認められること。

## 第 3 設備

相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成 31 年相模原市条例第 13 号）及び次の各 1～7 についても遵守すること。

## 1 居室の床面積

内測（有効）で 7.43㎡以上とすること。

## 2 洗面台

利用者の口腔衛生、整容等の用に供するため、全ての居室に設置することが望ましい。これによりがたい場合には、当該ユニットの定員数を 3 で除した数以上の洗面台を設置すること。

## 3 収納スペース

利用者の私物を収納する空間として、間口 90 センチ、奥行き 45 センチ、高さ 90 センチ以上の収納スペースを設けること。居室に付設する場合には、居室の有効面積には算入しない。居室以外に設ける場合には、入り口を施錠し、グループホームの従業者が管理すること。

## 4 トイレ

当該ユニットの定員数を 3 で除した数以上のトイレを設置し、その内 1 か所以上は車いす対応とすること。

## 5 エレベーター

建物が 2 階建て以上の場合エレベーターが設置されていること。

## 6 消防用設備

消防用設備として、消火器、自動火災報知機、消防機関へ通報する火災報知設備及びスプリンクラーを設置すること。

## 7 安全対策

（1）住居の内外は、できる限り段差が生じないように、バリアフリーに配慮すること。

- (2) 階段及び浴室、脱衣所、トイレ等には、手すりを設置すること。
- (3) 災害等の緊急時のため、原則として2方向に避難路を確保すること。

#### 第4 家族等との連携・交流

##### 1 家族との連携

利用者の家族による家族会の組織化に努め、事業者は必要に応じて家族会の開催及び運営の事務を行い、グループホームの運営に関しての意見を最大限聴取すること。

##### 2 地域との交流の確保

- (1) グループホームの設置に際し、事業者はその所在する単位自治会及び近隣住民に対して、次に掲げる事項について説明を行い、グループホーム開設に係る地域住民の理解を得なければならない。

ア グループホームの目的

イ 事業者の事業内容

ウ グループホームの運営方針

エ 設置する建物の規模等

- (2) 単位自治会の役員、地域の民生委員等の地域住民代表者のほか、利用者家族代表者、運営主体代表者、管理者、計画作成担当者、介護職員等による運営推進会議を組織し、おおむね2月に1回以上会議を開催し、グループホームの運営状況等について、情報公開、意見交換等を行うこと。

- (3) 単位自治会、近隣住民等との交流については、積極的に参加すること。

#### 第5 開設に当たっての市長との調整等

- 1 市長は、相模原市高齢者保健福祉計画に基づき、整備する床数について公募を行うものとする。
- 2 開設を予定している法人(以下「法人」という。)は、認知症対応型共同生活介護事業計画書(以下「事業計画書」という。)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。
- 3 市長は、法人に対し、計画承認の可否を文書によって通知するものとする。
- 4 市長は、提出された事業計画書を相模原市地域密着型サービス運営委員会に提出し、計画推進について意見を求めるものとする。
- 5 計画を承認された法人は、事業計画書に記載した内容のとおり事業を進めるものとするが、不測の事態等により、事業内容に変更が生じた場合等は、速やかに市長に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- 6 審査結果通知書が発送される前に、事業者が事業に着手していた場合、そのことによって運営主体がいかなる損害、不利益等を受けても、市長は一切の責務を負わないものとする。

#### 附 則

この指針は、平成16年12月1日から施行する。

#### 附 則

この指針は、平成16年12月24日から施行する。

#### 附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年7月1日から施行する。

ただし、第3設備4エレベーターの設置は、平成23年度公募分から適用するものとする。

附 則

この指針は、平成25年7月1日から施行する。

ただし、第3設備6消防用設備の設置は、平成25年度公募分から適用するものとする。

附 則

この指針は、平成30年10月16日から施行する。

附 則

この指針は、令和元年7月1日から施行する。

## 募集する圏域

区	日常生活圏域	住居表示
緑区	橋本	相原 1 丁目～ 6 丁目、大山町、下九沢 2621～2625、2627、2836～2838、2847～2848、2854～2857、2861～2864、2869～2870、2874～2887、西橋本 1 丁目～ 5 丁目、二本松 1 丁目～ 4 丁目、橋本 1 丁目～ 8 丁目、橋本台 1 丁目～ 4 丁目、東橋本 1 丁目～ 4 丁目、元橋本町 1～38
	城山	小倉、川尻、中沢、葉山島、原宿南 1～3 丁目、向原 1～4 丁目、若葉台 1～7 丁目、久保沢 1～3 丁目、城山 1～4 丁目、谷ヶ原 1～2 丁目、原宿 1～5 丁目、広田、町屋 1～4 丁目
	津久井	青根、青野原、青山、太井、鳥屋、長竹、中野、根小屋、又野、三井、三ヶ木
	相模湖	小原、寸沢嵐、千木良、吉野（相模湖）、与瀬、与瀬本町、若柳
中央区	小山	小山 1 丁目、宮下 1～3 丁目、宮下本町 1～3 丁目、すすきの町、向陽町、氷川町、相模原 1 丁目、4 丁目
	中央	相模原 5～6 丁目、中央 2～3 丁目、6 丁目、矢部 1～4 丁目、富士見 1～6 丁目、相生 1～4 丁目、千代田 1 丁目、弥栄 1～3 丁目、高根 2～3 丁目、松が丘 1～2 丁目、由野台 3 丁目
	清新	南橋本 1～3 丁目、清新 1～8 丁目、小山 2～4 丁目、相模原 2～3 丁目、7～8 丁目、中央 1 丁目、4～5 丁目
	星が丘	横山 2～3 丁目、5 丁目 1～10、6 丁目、千代田 2～7 丁目、星が丘 1～4 丁目
南区	大野中	西大沼 1 丁目～ 5 丁目、東大沼 1 丁目～ 4 丁目、若松 1 丁目、2 丁目 1～18、19-1～10、19-15 以降、2-20 以降、3 丁目 1～32、33-10～13、34～47、4 丁目、5 丁目 1～12、13-1～10、13-22 以降、14～16、17-1～8、17-25 以降、18 以降、6 丁目、大野台 1 丁目～ 2 丁目、3 丁目 13～45、4 丁目～ 8 丁目、古淵 1 丁目～ 6 丁目、鵜野森 1 丁目～ 2 丁目、3 丁目 1～49、50-1～30
	大野南	旭町、豊町、栄町、文京 1 丁目～ 2 丁目、御園 1 丁目～ 3 丁目、相模大野 1 丁目～ 9 丁目、若松 2 丁目 19-11～14、3 丁目 33-1～9、33-14～19、48 以降、5 丁目 13-11～21、17-9～24、上鶴間 1 丁目 1～45、47 以降、2 丁目～ 3 丁目、6 丁目 1、12～15、32 以降、上鶴間本町 1 丁目～ 9 丁目、鵜野森 3 丁目 50-31

南区 (続き)	相模台	南台 1 丁目 ~ 6 丁目、御園 4 丁目 ~ 5 丁目、桜台、双葉 1 丁目 ~ 2 丁目、相模台団地、相模台 1 丁目 ~ 7 丁目、北里 2 丁目、麻溝台 1 丁目 3 ~ 12、2 丁目 ~ 6 丁目、7 丁目 3 ~ 12、15 ~ 28、8 丁目、麻溝台 808 ~ 1014、1165 ~ 1394、1572 ~ 1826、2010 ~ 2268、2395 ~ 3075、3076 ~ 3095、3107-2 ~ 3、3446-2 ~ 2、3446-4、3458 ~ 3497、3508-4、3628-3、3630-4、3640、3641-2 ~ 3、3642 ~ 3661、3662-1 ~ 3688、新磯野 15-1 ~ 2、15-4 ~ 5、16 ~ 44、145 ~ 184、279 ~ 318、319、411 ~ 454、1940 ~ 1963-5、2024 ~ 2067、2146 ~ 2189-2、2307-1 ~ 2361、2 丁目 1 ~ 23
	相武台	相武台団地 1 丁目 ~ 2 丁目、相武台 1 丁目 ~ 3 丁目、新磯野 1 丁目、2 丁目 24 ~ 51、3 丁目 ~ 5 丁目、新磯野 1 ~ 14、45 ~ 95、95-5 ~ 7、96、98 ~ 144、185 ~ 213、216、218 ~ 255、258 ~ 278、318-2 ~ 3、320 ~ 410、455 ~ 498、2495 ~ 2506、2508、2510 ~ 2517
	東林	上鶴間 1 丁目 46、上鶴間 4 丁目 ~ 5 丁目、上鶴間 6 丁目 2 ~ 11、16 ~ 31、7 丁目 ~ 8 丁目、東林間 1 丁目 ~ 8 丁目、相南 1 丁目 ~ 4 丁目、松が枝町

市街化調整区域及び工業専用地域に設置することはできません。

圏域について、ご不明な点がございましたらご連絡ください。

整備充足状況等一覧表（第9期計画期間中）

日常生活圏域		目標床数 (令和8年度末)	認知症対応型共同生活介護事業所 整備床数(令和5年度末)	過不足分	圏域 種別
緑 区	橋本	129	108	21	重点
	大沢	72	81	9	
	城山	59	54	5	隣接
	津久井	76	54	22	重点
	相模湖	24	18	6	隣接
	藤野	25	36	11	
	小計	385	351	34	
中央区	小山	38	36	2	隣接
	清新	55	54	1	隣接
	横山	29	36	7	
	中央	71	60	11	重点
	星が丘	38	36	2	隣接
	光が丘	70	72	2	
	大野北	110	117	7	
	田名	67	63	4	
	上溝	71	87	16	
	小計	549	561	12	
南 区	大野中	135	134	1	隣接
	大野南	129	108	21	重点
	麻溝	33	36	3	
	新磯	29	36	7	
	相模台	104	57	45	重点
	相武台	53	45	8	隣接
	東林	89	72	17	重点
	小計	572	488	84	
合計		1506	1400	106	

網掛け部分を対象に公募を行う。

## 審査基準について

(別表1)

書類審査基準(70点満点)	
1	<p>適正配置</p> <p>認知症対応型共同生活介護事業所の整備床数が充足していない日常生活圏域への整備計画であること。</p>
2	<p>事業実績</p> <p>本市において高齢者保健福祉事業の実績があること。また、認知症対応型共同生活介護をはじめ、高齢者保健福祉事業及び医療サービスの運営実績を有すること。</p>
3	<p>行政処分について</p> <p>法人は、介護保険事業等の運営に係る行政処分の状況から、本事業の設置主体として問題がないこと。</p>
4	<p>建設用地及び建物の確保</p> <p>建設用地及び建物の確保(所有又は賃借)が確実に見込まれるものであること。</p>
5	<p>建設用地の立地条件</p> <p>建設用地の立地は、施設利用者の観点から接道、環境を考慮されたものであること。</p>
6	<p>近隣対応</p> <p>事業所の開設に係る地域住民等との必要な調整を図っていること。</p>
7	<p>施設内容及び整備方針</p> <p>建物は、介護保険事業者指定基準上の各設備基準等を満たし、安全で快適な空間づくりに配慮した仕様であること。また、関係する基準を満たすこと。</p>
8	<p>協力医療機関</p> <p>近隣(事業計画書における事業所が所在又は隣接する日常生活圏域が望ましい)の医療機関(有床であることが望ましい)との連携が確実であること。</p>
9	<p>法人の経営状況</p> <p>法人の経営状況が良好であり、事業計画書における事業所の設置運営が法人の経営状況に支障がないこと。</p>
10	<p>事業所運営計画</p> <p>適切な収支計画が立てられており、安定的な事業運営が見込まれること。</p>
11	<p>建設及び運営資金の確保</p> <p>事業所の建設及び運営に必要な資金については、その調達方法など資金計画が確実であること。また、借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しが立っていること。</p>
12	<p>過年度公募における事業実績</p> <p>過年度公募により選考された事業所について、提出した事業計画どおり運営されていること。</p>

(別表2)

プレゼンテーション審査基準(40点満点)	
1	高齢者福祉への理解や認識、当該事業の動機及び運営理念 (1) 高齢者福祉の現状及び課題に対する理解や認識があること。 (2) 地域密着型サービス事業の理念を理解していること。 (3) 認知症対応型共同生活介護事業に係る人員、設備及び運営の基準を十分に理解し、事業の運営の向上、利用者処遇の向上に努める考えがあること。 (4) 低所得者への配慮のある事業計画となっていること。
2	医療的ケアの充実への取組 (1) 医療的ケアの必要な利用者に対応するための医療提供体制、職員配置体制及び受入対象利用者層の考え方が優れていること。 (2) 医療的ケアの充実のための協力医療機関との連携強化への取組が確実であること。 (3) 認知症ケアへの取組についての考え方が優れていること。
3	職員の採用、定着、育成策 (1) 職員を確保するための適切な職員採用計画があること。 (2) 職員の育成及び定着のための工夫があること、職員の意識啓発、技術向上のための研修体制及び研修計画があること。また、資格取得のための支援策等があること。
4	地域住民等の地域資源との具体的な連携策及び地域貢献 (1) 計画地の地域資源の状況及び特性を理解していること。 (2) 地域に開かれた認知症対応型共同生活介護事業所に向けた地域交流・貢献に関わる計画が具体的にあること。

(別表3)

書類・プレゼンテーション審査基準(地域密着型サービスの加点項目)(最大10点満点)	
併設事業	併設する小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画が妥当と認められるものであること。

# 認知症対応型共同生活介護事業計画書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

法人所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり認知症対応型共同生活介護事業所の開設を計画したので、関係書類を添えて提出します。

事業所名

(仮称) \_\_\_\_\_

設置予定地

相模原市 区 \_\_\_\_\_

担当者 氏名

\_\_\_\_\_

連絡先 所在地

〒 \_\_\_\_\_

電話番号

F A X 番号

Emailアドレス

# 1 法人

## (1) 法人概要

法人所在地	
法人名	
代表者氏名	
法人設立日	

### 【添付書類】

- ア 定款又はそれに類するもの
- イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）  
1部原本で3ヶ月以内に発行されたもの
- ウ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（別紙1）
- エ 法人役員及び事業所管理者名簿（別紙2）
- オ 代表者の履歴書  
本籍・学歴不要、職歴及び高齢者の保健福祉に関わる職種を記載。  
また、賞罰についても記載。
- カ 決算書（直近3か年）
- キ 法人の事業概要（法人名、設立日、資本金、代表者氏名、事業内容）  
法人で行っている事業を記載。簡潔にA4版1枚程度で作成し、上記  
内容の記載があれば、会社パンフレットでも可。
- ク 介護保険法に基づく行政処分状況等一覧表（直近5か年）（別紙3）
- ケ 確約書（別紙4）

## (2) 事業実績

高齢者保健福祉事業・医療サービスの運営実績	<u>あり ・ なし</u>
認知症対応型共同生活介護事業所の運営実績	<u>あり ・ なし</u>

### 【添付書類】

- ア 事業運営実績及び廃止実績（別紙5-1、5-2） が「あり」の場合
- イ 第三者評価結果 が「あり」の場合  
（アのうち、認知症対応型共同生活介護事業所に係る事業所概要及び評価  
機関概要が記載されている頁のみ添付すること）
- ウ 収支決算書 が「あり」の場合  
（アのうち、認知症対応型共同生活介護事業所分直近3か年）

2 事業計画概要

事業所名	(仮称)					
計画地	相模原市 区				日常生活 圏域	
最寄り 公共交 通機関	駅名	最寄り駅から 徒歩・車		バス停名	最寄りバス停から 徒歩・車	
		分			分	
定員 1	ユニット	人 内( 人)	ユニット	人 内( 人)	ユニット	人 内( 人)
事業開始予定年月日	年 月 日					
入居時に係る経費	円 徴収の目的：					
家賃等利用者負担額	円/月					
内 訳	家賃	円				
	食費	円				
	朝食	円				
	昼食	円				
	夕食	円				
	おやつ代	円				
	光熱水費	円(税込)				
	その他	円(課税対象の場合は税込)				
(具体的な内容： )						
事業を行おうとする区 域 2						
併設する事業所						

1 生活保護利用者の入所を予定している場合は( )に受入人数を記入すること。

## 2 事業を行おうとする区域 入居者募集の対象地域

### 【添付書類】

#### ア 事業スケジュール

地元説明、建設、職員募集、研修受講、入居者募集及び指定申請書提出等、開設までのスケジュール

#### イ 資金計画書

開設準備時及び開設後から1年間の資金計画書（建設及び備品購入費等に係るもの）を提出すること

収入、支出に分けて収支差引額（営業利益）、累積利益を算出すること

入居者予定数及びスケジュールに応じて具体的に算出すること

（例）給与 管理者 ￥○○○○○○円/月 ベッド ￥○○○○○○円/床

#### ウ 入居時に係る経費及び家賃等利用者負担額の積算根拠（別紙6）

料金は積算根拠を記載し、資金計画書と整合のとれたものとする

3 土地・建物概要

敷地面積	m <sup>2</sup>	用途地域		容積率： % 建ぺい率： %
土地所有 権利形態	1 自己所有 2 取得予定(寄付・購入) 購入費： 円 3 賃貸借 契約期間： 年 月 日 ~ 年 月 日 賃借料： 円/月			
建物構造	( )造( )階建 1 新築 建設費： 円 完成日： 年 月 日(予定) 2 改修・増改築 既存建物の築年月： 年 月(築 年) 建築確認の用途：( )			
建物所有 権利形態	1 自己所有 2 賃貸借 契約期間： 年 月 日 ~ 年 月 日 賃借料： 円/月			
建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>	
居室面積 (有効)	m <sup>2</sup> /部屋	洋室( )部屋・和室( )部屋		
トイレ数	箇所/室・ユニット	洗面台数	箇所/室・ユニット	
居間及び食堂の合計面積		m <sup>2</sup>		
接道の状況	建築基準法第42条第1項第1号から第4号までのいずれかに判断される道路(道路幅員4m以上) 建築基準法第42条第1項第5号に該当する道路(道路幅員4m以上) 建築基準法第42条第2項に判断される道路(道路幅員4m未満) 建築基準法第43条第1項ただし書きの許可を要する道路状空き地			
設備等の設置	全居室への洗面台の設置 全居室への収納スペース(90×45×90)の設置 トイレ(定員数を3で除した数以上) エレベーター 重度の利用者に対応した浴室(機械浴槽又はリフト浴槽) スプリンクラー 屋内消火栓 消火器 火災報知器 避難器具 その他( )			

## 【添付書類】

### ア 案内図

地形図により計画地を表示し、近隣で目印になる場所を で囲んで表示

### イ 位置図

住宅地図等により計画地を表示

### ウ 公図

法務局の公図（原本）に該当地を朱線で囲み朱色で塗りつぶすこと。

また、接道は緑、水路は青で表示

### エ 配置図（改修・増改築の場合は従前建物の図面も添付）

### オ 平面図（改修・増改築の場合は従前建物の図面も添付）

各部屋の名称、面積を明示したものを提出。

また、ベッド、テーブルなどの家具等を表記

### カ 土地全部事項証明書

### キ 建物全部事項証明書（既存建物を改修して利用する場合）

### ク 土地売買確約書の写し（取得の場合）

### ケ 土地及び建物賃貸借契約確約書等の写し（賃貸借の場合）

### コ 抵当権等解除確約書の写し

（整備計画用地又は建物に元々抵当権等が設定されている場合）

### サ 建設費見積書の写し（自ら新築・改修・増改築を行う場合）

### シ 現況写真

既存の建築物を利用する場合は、建物内部の写真を併せて提出。

撮影した位置、方向が分かる図面を添付

### ス 土地利用・建築に係る関係機関との相談状況（別紙7）

市等の関係機関と相談した日時、相手及び概要を記入

4 運営方針

(1) 近隣対応

設置についての地元説明(会)実施日 年 月 日

【添付書類】

設置に伴う地域住民等への説明経緯(別紙8)

実施日、参加者数、説明内容及び住民からの意見などを記載し、説明した対象地区に色を塗った住宅地図を添付

可能な限り世帯主等と直接面会の上、説明するよう徹底すること(やむを得ず直接面会できなかった場合は、ポスティング後、アンケートを回収するなど、地域住民からの意見・要望等を確認できるよう代替策を講じ、調整状況を含めて別紙8に記載すること)

特に、敷地に隣接するすべての住居世帯に対しては、必ず丁寧に説明を行うこと

(2) 協力医療機関等との連携

	名 称	所 在 地	連携診療科名等
医療機関			
歯科医療機関			
介護老人福祉施設等			

施設の種類を記入してください。

【添付書類】

協力医療機関等との連携に係る覚書等

協力医療機関について、近隣で検討し、協力いただく診療科目及び協力内容を記入した覚書等を添付

5 併設事業所について(併設事業を計画している法人のみ提出すること)

【添付書類】

ア 認知症対応型共同生活介護事業所に併設する事業所概要調書(別紙9)

イ 誓約書(別紙10)

別紙 1 ( 事業計画書 1 - ( 1 ) 添付書類ウ関係様式 )

暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

主たる事業所の所在地

申請者

名称及び代表者の職・氏名

印

認知症対応型共同生活介護事業所の設置に係る公募に当たり、申請者等( )及び施設長(予定者含む。)(以下「申請者等」という。)が相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 14 条第 2 項、第 16 条(第 6 条準用)、第 51 条第 2 項、第 53 条(第 6 条準用)に該当するもの又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの(以下「排除対象者」という。裏面参照。)に該当しないことを誓約し、下記について確認・同意します。

記

- 1 市長は、申請者等が排除対象者であるか否かの確認のため、本様式及び別紙 2 に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会する。
- 2 申請者が排除対象者である場合は、市長は下記のとおり取扱うものとする。
  - ( 1 ) 申請者等を認知症対応型共同生活介護事業所の設置に係る公募に参加させない。
  - ( 2 ) 申請者等の認知症対応型共同生活介護事業所の設置に係る公募の審査・選考決定を取り消す。
  - ( 3 ) 申請者等の認知症対応型共同生活介護事業所の設置に係る公募の審査・選考決定による指定の申請を却下する。
  - ( 4 ) 申請者等の認知症対応型共同生活介護事業所の設置に係る公募の審査・選考決定による指定を取り消す。
  - ( 5 ) 申請者等に対する公募に係る他の決定等を取り消すことができる。
- 3 上記 2 の結果、申請者は、損害が生じて、市はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

申請者が法人その他の団体の場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)を含む。

## 相模原市暴力団排除条例

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

### (市の契約事務における暴力団排除)

第7条 市は、工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。以下同じ。)の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

「暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの」には、下記も含まれます。

- ・ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項に違反している事実がある
- ・ 神奈川県暴力団排除条例第23条第2項に違反している事実がある

別紙2 (事業計画書1 - (1) 添付書類工関係様式)

法人役員及び事業所管理者名簿

記入日 令和 年 月 日

法人名	施設の名称
	(仮称)

役職	フリガナ氏名	生年月日	性別	住所
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -

記入された全ての者が暴力団員等に該当しないことを確認するため、本様式に記入された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

また、別紙1「暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書」に記載された事項について確認・同意しております。

法人所在地

申請者 法人名称及び代表者氏名

印

備考 1 当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。)及びこれから開設する予定の施設の管理者を記入してください。

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記入してください。

3 上部の記入日欄については、この様式に記入した日を記入してください。

別紙3（事業計画書1 - （1）添付書類ク関係様式）

介護保険法に基づく行政処分状況等一覧表（直近5か年）

番号	自治体名	処分年月日	施設・事業所名	サービス種別	処分の種類
1		年 月 日			指定取り消し処分 全部効力停止処分 一部効力停止処分
2		年 月 日			指定取り消し処分 全部効力停止処分 一部効力停止処分
3		年 月 日			指定取り消し処分 全部効力停止処分 一部効力停止処分
4		年 月 日			指定取り消し処分 全部効力停止処分 一部効力停止処分
5		年 月 日			指定取り消し処分 全部効力停止処分 一部効力停止処分

にチェックを入れること。

処分に係る通知書等の写しなど、処分内容等が分かる書類を添付すること  
記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記入すること。

別紙4 (事業計画書1 - (1)添付書類ケ関係様式)

確 約 書

令和6年度相模原市認知症共同生活介護事業者の公募において、当法人が提出した「介護保険法に基づく行政処分状況等一覧表(直近5か年)」及び介護保険法に規定する指定欠格事由に関しまして、下記のことについて確約します。

記

- 1 直近5か年における介護保険法に基づく行政処分状況の全てについて、「介護保険法に基づく行政処分状況等一覧表(直近5か年)」に記入しました。
- 2 「介護保険法に基づく行政処分状況等一覧表(直近5か年)」に記入された処分状況のうち、処分に係る通知書等の写しについて、全ての文書を提出しました。
- 3 1に係る介護保険法に基づく行政処分状況等について、相模原市から行政機関に対して確認することを同意します。
- 4 介護保険法に規定する指定欠格事由に該当しません。

年 月 日

相模原市長 あて

所在地

法人名

代表者氏名

印

### 事業運営実績

	サービス種別	事業開始年月	事業所名	事業所所在地	定員	入所者数 登録者数	
居住・施設・地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護						
	介護老人福祉施設						
	介護老人保健施設						
	特定施設	有料老人ホーム					
		軽費老人ホーム					
		養護老人ホーム					
		サービス付き高齢者向け住宅					
	小規模多機能型居宅介護						
在宅系							
医療系							
その他							

記入欄が足りない場合は用紙を追加すること。(会社パンフレット等の写しでも構いませんが、上記項目は、必ず記載すること。)

入所者数及び登録者数は、令和6年4月1日現在での人数を記載すること。

**廃止実績**

サービス種別	事業開始年月	事業所名	事業所所在地	廃止理由

記入欄が足りない場合は用紙を追加すること。

該当ない場合は、提出不要です。

別紙 6 ( 事業計画書 2 添付書類ウ関係様式 )

## 入居時に係る経費及び家賃等利用者負担額の積算根拠

1 入居時に係る経費 円  
( 積算根拠 )

2 家賃等利用者負担額 円 / 月  
( 積算根拠 )

## 土地利用・建築に係る関係機関との相談状況

1 土地利用に係る関係機関との相談内容や各種法令の適用状況

土地利用に関して関係機関との相談内容や都市計画法、地区の建築協定等の各種法令等の適用状況を記入すること。

相 談 状 況			
日	付	相 談 相 手	相 談 内 容 ( 各 種 法 令 の 適 用 状 況 、 指 導 の 内 容 等 )
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

記入欄が足りない場合は用紙を追加すること。

2 建築に係る関係機関との相談内容や各種法令の適用状況

建築に関して、関係機関との相談内容や建築基準法、消防法等各種法令や地区の建築協定等の各種法令等の適用状況を記入すること。

相 談 状 況			
日	付	相 談 相 手	相 談 内 容 ( 各 種 法 令 等 の 適 用 状 況 、 指 導 の 内 容 等 )
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

記入欄が足りない場合は用紙を追加すること。



## 認知症対応型共同生活介護事業所に併設する事業所概要調書

併設 事業所	事業種別	<p>・該当する番号を丸で囲んでください。</p> <p>1 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>2 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>4 その他</p>
	設置理由	
	事業概要	登録定員、通いサービス定員、宿泊サービス定員、サービス提供範囲、配置する職員数等を記入してください。
	併設による効果	併設事業所と認知症対応型共同生活介護事業所が相互に及ぼす効果等を記入すること。
	利用料金	介護保険の1割負担以外の食費、宿泊費等を記入してください。

別紙 10 (事業計画書 5 添付書類イ関係様式)

## 誓 約 書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

令和 6 年度相模原市認知症対応型共同生活介護事業の公募において、当法人が提出した事業計画書のとおり、介護保険サービス事業所について併設することを誓約いたします。

併設事業： \_\_\_\_\_

以 上

法人所在地

法 人 名

代表者氏名

印

## 認知症対応型共同生活介護事業計画書に係る添付書類等について

提出する際は次のとおり順番に綴り、添付資料には必ず項目ごとにインデックスを付けること。また、インデックスには項目番号ではなく各項目名を記載すること。

認知症対応型共同生活介護事業計画書	
1 法人	
(1) 法人概要	
	ア 定款又はそれに類するもの
	イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
	ウ 暴力団などに該当しないことの誓約書及び同意書（別紙1）
	エ 法人役員及び事業所管理者名簿（別紙2）
	オ 代表者の履歴書
	カ 決算書（貸借対照表、損益計算書）
	キ 法人の事業概要
	ク 介護保険法に基づく行政処分状況等一覧表（直近5か年）（別紙3）
	ケ 確約書（別紙4）
(2) 事業実績	
	ア 事業運営実績及び廃止実績（別紙5-1、5-2）
	イ 第三者評価結果
	ウ 収支決算書

2 事業計画概要	
	ア 事業スケジュール
	イ 資金計画書
	ウ 入居時に係る経費及び家賃等利用者負担額の積算根拠（別紙6）

3 土地・建物概要	
	ア 案内図
	イ 位置図
	ウ 公図
	エ 配置図
	オ 平面図
	カ 土地全部事項証明書
	キ 建物全部事項証明書（既存建物を改修して利用する場合）
	ク 土地売買確約書の写し（取得する場合）

	ケ 土地及び建物賃貸借確約書等の写し（賃貸借の場合）
	コ 抵当権等解除確約書の写し（抵当権等が設定されている場合）
	サ 建設費見積書の写し（自ら新築・改修・増改築をする場合）
	シ 現況写真
	ス 土地利用・建築に係る市等関係機関との相談状況（別紙 7）

4 運営方針	
（ 1 ）近隣対応	
	設置に伴う地域住民等への説明経緯（別紙 8）
（ 2 ）協力医療機関等との連携	
	協力医療機関等との連携に係る覚書等

5 併設事業所	
	ア 認知症対応型共同生活介護事業所に併設する事業所概要調書（別紙 9）
	イ 誓約書（別紙 10）

事業の実現性など、事業計画の内容について確認が必要となる場合に、添付資料に加えて、書類の提出を求めることがあります。

**相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部  
福祉基盤課 福祉基盤班**

相模原市中央区中央2 - 11 - 15 (本館4階)

電話 042(707)7046

FAX 042(759)4395

Eメール [fukushi-kiban@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:fukushi-kiban@city.sagamihara.kanagawa.jp)

(郵送の場合)

〒252 - 5277 相模原市中央区中央2 - 11 - 15

令和6年10月発行